

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	明星寺北 ( 北谷 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第4回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の代表的な担い手として個人の認定農業者が挙げられるが、小規模農家も多く、地元の農業者が主となって耕作を行っている。また、後継者不在の農業者も多いが、基盤整備が未実施のため、新たな担い手が見つかりづらい現状である。

山間部の農地も多いため、有害鳥獣による農作物の被害が年々増加傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、水田を効率的に活用するため、水稻の裏作として麦や野菜等の作付面積の拡張を目指す。また、県認証米についても作付けを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	2.22 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる農地を区域としている。

保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等 (森林化) しており農用地としての復旧が困難な所としている。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地権者、地域担い手、地域の農業委員や推進委員などの関係者とともに、中間管理機構の助言をもとに進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
縮小（離農）意向の農業者の農地について、中間管理機構を通じて、担い手への農地の集積及び集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が未実施であるため、中間管理機構関連の農地整備事業や国庫事業の活用について検討する。 (周辺地区と合同で基盤整備を実施することも検討する。)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業委員会、JAと連携しながら、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、担い手の確保を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者のニーズに応じたサービス活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
- ⑦地域の主要な担い手を中心に、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は農区長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。